

令和3年 5月24日

保護者の皆さまへ

石垣市長 中山 義 隆
〔公 印 省 略〕

緊急事態宣言発令に伴う保育園等の対応について（通知）

保護者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、保育施設等における感染対策にご協力いただき深く感謝申し上げます。

沖縄県内の新型コロナウイルス感染症拡大に深刻な状況があることから、令和3年5月23日から6月20日までを期間する緊急事態宣言が発令されました。

市内保育施設等の運営については、社会経済活動を全面的に停止させるような状況ではないことから、緊急事態宣言発令期間中においても通常どおり行ってまいります。緊急事態宣言発令期間中は「家庭保育の協力要請」として、お休みした日の基本保育料の日割還付を行うことといたしましたのでお知らせいたします。

記

1 保育園の運営について

○保育施設等の運営は原則開所としておりますが、感染拡大防止のため、緊急事態宣言発令期間中は「家庭保育の協力要請」期間といたします。ご家庭での保育が可能な場合は、ご協力くださいますようお願いいたします。

ただし、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者については「家庭保育の協力要請」から除きます。

○「家庭保育の協力要請」については、保護者の方の判断において、登園を控えることが可能な場合に限り、ご家庭での保育をお願いするものです。ご協力いただけるご家庭に、ご協力いただける範囲でお願いするものですので、登園する場合は、本来の保育の必要性をもってどなたでもご利用いただけます。

○ご家庭での保育については、一日単位だけでなく、お迎え時間を早めていただくなど、保育時間の短縮にご協力ください。

○「家庭保育の協力要請」期間において、感染拡大防止のため登園を控えていただいた場合は、一日単位とはなりますが、基本保育料の日割り還付を実施いたします。

○各施設で行なっております感染対策には、引き続きご協力をお願いします。

なお、園で新型コロナウイルス感染症が発症した場合は、臨時休園となります。

2 その他

○国の緊急事態宣言や県の方針等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。